

社会福祉法人白龍福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 認定こども園の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人白龍福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を兵庫県加西市玉野町435番地の5に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員は無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか必要がある場合に

開催する。

(招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第十七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第十八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二十一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二十四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二十五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二十七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 兵庫県加西市玉野町字真中435番地5・435番地4・438番地4所在の
白龍こども園 園舎 1棟 (822.32平方メートル)

(2) 兵庫県加西市玉野町字真中435番5・435番4・438番4所在の白龍
こども園 敷地 (616.57平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、加西市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、加西市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三十二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三十三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に関する議決権の行使）

第三十八条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第七章 解散

（解散）

第三十九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四十条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四十一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、加西市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を加西市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十二条 この法人の公告は、社会福祉法人白龍福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	柏原 知信
常務理事	山田源四郎
理 事	田中 巽
〃	森田千代松
〃	西脇 精一
〃	内藤 功
監 事	玉田 文二
〃	山田 幸三

附 則

第十一条・第十四条・第二十四条・第二十五条の改正は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

令和6年 社会福祉法人 白龍福祉会 役員・評議員名簿

令和6年7月1日 現在

役 職	氏 名	役 職	氏 名
理 事 長	柏 原 俊 英	評 議 員	志 方 早 苗
業務執行理事	小 原 三 和	評 議 員	岩 崎 妙 子
理 事	西 脇 幸 夫	評 議 員	繁 中 敦 子
理 事	井 上 芳 樹	評 議 員	西 川 三 千 彦
理 事	高 見 光	評 議 員	清 水 雅 之
理 事	志 方 正 典	評 議 員	本 玉 加 代 子
理 事	誉 田 将 央	評 議 員	佐々木 由 奈
監 事	山 口 公 士		
監 事	西 脇 弘 吉		

社会福祉法人 白龍福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白龍福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和5年度 事業報告書

(認定 白竜こども園)

月 日	行 事 名	実 施 事 項			
		時 間	場 所	内 容	備 考
4/ 5 (水)	入園式	10:00～11:00	キッズホール	式典・職員紹介 等	和やかな雰囲気です祝福をした
8 (土)	懇談会	10:00～11:00	保育室	自己紹介・就学前教育についての話	らいおんぐみ保護者
	保護者会役員会	11:00～12:00	会議室	新役員自己紹介・年間事業計画・その他	保護者会役員
11 (火)	園外保育	9:40～11:20	フラワーセンター	園内見学・記念写真	らいおんぐみ5歳児
13 (木)	園外保育	9:40～11:00	フラワーセンター	園内見学・記念写真	ぱんだ・ぞうぐみ
27 (木)	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	開講式・パプリ先生のシャボン玉ショー	未就園児親子対象
5/ 8 (月)	花まつり	11:00～12:00	宗寿寺本堂	参拝・法話・花御堂献茶・甘茶・プレゼント	お釈迦様の話・甘茶を飲む
22 (月)	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	高瀬彩のリトミック教室	未就園児親子対象
29 (月)	トライやるウィーク	8:30～15:30	各保育室	加西中学生が保育体験を行う	
~6/ 2 (金)			園庭		
6/ 3 (土)	保護者会役員会	10:00～11:00	会議室	サマーフェスティバルについて	保護者会役員
7 (水)	歯科検診	9:30～10:30	医務室	歯科医：初田幸司先生による検診	全員受診する
8 (木)	理事会	18:00～19:00	会議室	令和4年度決算報告・事業報告 等	理事会役員
9 (金)	健康診断	13:30～14:30	医務室	嘱託医師：田口和裕先生による検診	全員受診する
12 (月)	ことば遊び研究会	10:00～15:00	白竜こども園	公開保育及び各園の指導案報告・反省会	中幼研参加園7カ園
13 (火)	田植え体験	10:00～11:30	園の水田	営農組合の方の指導で行なう	らいおんぐみ5歳児
19 (月)	交通安全教室	10:00～11:30	ホール・運動場	警察署員による交通安全の話や交通安全協会の方による実技体験	ぞう・らいおんぐみ
22 (木)	お口の健康教室	10:00～11:00	保育室	「よい歯で よくかみ よいからだ」をテーマに、歯科衛生士によるお口の健康教室	ぞう・らいおんぐみ 30分ずつ参加
	定時評議員会	16:00～17:00	会議室	令和4年度決算報告・事業報告 等	評議員
27 (火)	消防署見学	10:00～11:30	消防署	署内見学・車輛説明・訓練見学	ぞうぐみ4歳児
29 (木)	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	七夕飾り作り	未就園児親子対象
7/ 5 (水)	水遊びはじまり	10:00～12:00	園庭内設置	水難事故予防と水の大切さについての話	綺麗な水で遊ぶ
7 (金)	七夕まつり	10:00～12:00	キッズホール	七夕飾りや短冊を飾る。プラックイトで話	園の畑の野菜供える
28 (金)	サマーフェスティバル	17:00～20:00	キッズホール	パフォーマンスショー観覧(園児・未就園児親子のみ)	未就園児親子対象
	子育て支援教室		園庭	夜店大会・ラッキープレゼント抽選会 打ち上げ花火鑑賞	親子で参加
8/ 4 (金)	お泊り保育	16:00～	保育室・園庭	お化け屋敷・カレー・キャンプファイヤー	5歳児・職員参加
~ 5 (土)		9:00		入浴・就寝・ラジオ体操・朝食	
22 (火)	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	ほるぷ絵本館 星野由香様による造形遊び	未就園児親子対象
24 (木)	園の地藏盆	10:00～11:00	キッズホール	献花・お経・スライド 等	園児がお菓子を供える
25 (金)	奉仕作業	16:00～17:00	園の畑・運動場 園舎周り	草引き 園舎周りの清掃	3・4・5歳児の保護者
26 (土)	白竜っ子OB会	10:00～13:30	白竜こども園	学校紹介・ゲーム・記念写真・会食	6年生までの卒園児対象
9/18 (月)	敬老の日			おじいちゃん、おばあちゃんに便りを送る	敬老の心を養う
30 (土)	運動会	9:30～12:30	運動場	開会式・競技・マーチング・表彰式	園児の演技を観覧

				未就園児参加	家族参加で楽しむ
10/11 (水)	稲刈り体験	10:00～11:00	園の田	営農組合の方の指導で行なう	らいおんぐみ5歳児
18 (水)	芋ほり体験	10:00～11:00	園の芋畑	堀った芋は持ち帰りをする	全園児体験参加する
19 (木)	人形劇観劇	10:30～12:15	加西市民会館	劇団飛行船「3びきのこぶた&赤ずきん」観劇	4・5歳児観劇
22 (日)	ハロウィンパレード	10:00～11:30	イオン加西北条	ダンス披露&パレードに参加	らいおんぐみ5歳児
26 (木)	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	指導者による体育遊び	未就園児親子対象
11/ 5 (日)	2023 ー マーチング カーニバル	9:30～16:00	大阪城ホール	式典・演技・閉会式・親子バスで行く	広い会場で演技をする 5歳児に拍手を送る
8 (水)	子育て支援教室	10:00～11:30	キッズホール 園庭	ひとはく kids キャラバン来園 化石や蝶の標本を見る	未就園児親子対象 園児参加
13 (月)	園外保育	9:40～11:30	ひまわり公園	落ち葉やどんぐり拾いをする	ぱんだ・ぞうぐみ
14 (火)	園外保育	9:50～10:30	朝妻公園	秋の自然に触れる どんぐり拾い	うさぎぐみ2歳児
14 (火)	陶芸教室(練習)	10:00～11:00	保育室	指導を受けながら本格的に陶芸体験をする	らいおんぐみ5歳児
15 (水)	陶芸教室(本番)	10:00～11:00			
16 (金)	お米贈呈式	10:00～10:40	キッズホール	AFK(アスリートファーマーズ加西) 様よりお米を寄贈して頂く	全園児参加
25 (土)	保護者会役員会	9:50～10:30	会議室	12月～3月までの行事について	保護者会役員
12/ 6 (水)	もち米贈呈式	10:00～10:30	営農組合	営農組合の方に精米までの工程を教えてください	らいおんぐみ5歳児
7 (木)	防火の呼びかけ	10:00～11:00	豊倉町	歳末防火の呼びかけ・法被着用 町内を歩きながら防火の呼びかけをする	4・5歳児・役員参加
8 (金)	健康診断	13:30～14:30	医務室	嘱託医師:田口和裕先生による検診	全員受診する
15 (金)	交流会	10:00～11:00	加西こども園	らいおんぐみが加西こども園の5歳児 と、歌やゲームをして交流を深める	らいおんぐみ5歳児
18 (月)	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	バルーンパフォーマー「エル」様 来園 園児も一緒に観覧	未就園児親子対象
19 (火)	お餅つき大会	9:30～12:00	園庭 保育室	餅つき(祖父母・役員参加) らいおんぐみからプレゼントを渡す	お餅を楽しく作り、美味しく食べる
22 (金)	クリスマス会	10:00～11:00 11:20～11:40	キッズホール キッズホール	各クラス・職員の出し物を楽しむ 加西北条ライオンズクラブ来園	全園児参加 サンタよりプレゼント
1/16 (火)	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	けん玉パフォーマンスショー観覧	未就園児親子対象
17 (水)	わらべ書道展	8:00～17:00	キッズホール	かきかた(4歳児)習字(5歳児)の 作品展示	
～ 31 (水)					
29 (月)	わらべ書道展表彰式	10:00～10:30	キッズホール	特選・金・銀・銅賞 各賞の表彰	表彰者を祝う
2/ 1 (木)	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	豆まきごっこを楽しむ	未就園児親子対象
	卒園記念写真	13:00～13:30	キッズホール	整列して写真を撮る	5歳児対象・職員
2 (金)	豆まき大会	10:00～11:30	キッズホール	お話を聞く 福男になって豆をまく	手作りの鬼の面をかぶる
10 (土)	発表会	9:30～11:00	キッズホール	うた・手遊び・ダンス(ひよこ・りす) 表現遊び(うさぎ)	ひよこ・りす・うさぎ ぐみ保護者観覧
16 (金)	発表会	9:20～12:00	健康福祉会館 大ホール	3・4・5歳児のうた・演奏・劇遊び	ぱんだ・ぞう・らいお んぐみ保護者観覧
24 (土)	入園説明会	10:00～10:40	キッズホール	入園についての書類説明	新入園児保護者対象
29 (木)	新園バス納車式	10:00～11:00	園庭・芝生	式典・祈禱・園児代表によるテープカ ット・バス乗車	理事・評議員・全園児 関係者参加

3/	1 (金)	ひなまつり会	10:00～10:40	キッズホール	歌をうたう・ひなまつりのビデオ鑑賞	全園児参加
	3 (金)	新入園児身体検査及 び新学期用品販売	13:00～15:00	冒険ランド キッズホール	嘱託医師：田口和裕先生による検診 各業者さまによる用品販売	未就園児と保護者
	6 (水)	お別れバス遠足	9:40～15:00	姫路科学館	科学の不思議を体験する	らいおんぐみ5歳児
	7 (木)	かけっこ大会	10:00～11:00	運動場・農道	各年齢に合った距離とコースを走る	保護者様の応援
	8 (金)	5歳児交流会 懇談会	10:10～11:30 16:00～16:40	屋形こども園 保育室	歌・ダンス・ドッジボールを楽しむ 就学に向けての話	らいおんぐみ5歳児 らいおんぐみ保護者
	10 (日)	うずらのダンスFes& デジタルスタンプラリー	9:30～11:00	鶴野飛行場跡	らいおんぐみが演奏・ダンスを披露する	保護者観覧
	14 (木)	お別れバス遠足	9:40～14:30	姫路動物園	たくさんの動物を見たり、鳴き声を聞いたりしてふれあいを楽しむ	ぱんだ・ぞうぐみ
	16 (土)	気球搭乗体験	7:30～10:00	鶴野飛行場跡	加西市保育協会主催	5歳児親子で参加
	19 (火)	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	閉講式・好きな遊びを楽しむ	未就園児親子対象
	21 (木)	園外保育	9:50～10:30	玉丘古墳公園	芝生や固定遊具で遊ぶ	うさぎぐみ2歳児
	22 (金)	誕生会&お別れ会	10:00～11:00	キッズホール	各クラスによる出し物やプレゼント交換を楽しむ	全園児参加
	26 (火)	卒園式	10:00～11:30	キッズホール	式典・挨拶・卒園証書授与・謝辞	厳粛に終了
	29 (金)	修了式	10:00～10:30	キッズホール	式典・お話	厳粛に終了
	29 (金)	理事会	18:00～19:00	会議室	令和6年度予算審議・事業計画 他	理事会役員

令和6年度 行事計画予定表

認定 白竜こども園

月 日	行 事 名	実 施 事 項		
		時 間	場 所	内 容
4/ 5 (金)	入園式	10:00～11:00	キッズホール	式典・オリエンテーション
11 (木)	園外保育	9:40～11:30	フラワーセンター	散歩を楽しみながら花の観賞をする(ぼんだ・ぞう・らいおん)
13 (土)	保護者会役員会	10:00～11:00	保育室	新役員自己紹介・年間事業計画・その他
25 (木)	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	開講式・子育て支援教室についての話・イベント
27 (土)	親子ふれあいの日	10:00～11:00	保育室	らいおんぐみ(5歳児)親子参観・ふれあい遊び
	懇談会	11:00～12:00	保育室	らいおんぐみ(5歳児)保護者様に年間行事等説明
5/ 8 (火)	花まつり	11:00～12:00	宗寿寺本堂	参拝・法話・花御堂献茶・甘茶・プレゼント
下旬	ことば遊び研究会	10:00～11:00	保育室	5歳児クラス公開保育・サークル園参加の研修会
下旬	子育て支援教室	10:00～15:00	キッズホール	お楽しみ会
30 (木)	交通安全教室	10:00～11:30	保育室・運動場	警察官による話・実技体験(ぞう・らいおんぐみ参加)
6/ 3 (月)	トライやるウィーク	8:30～16:00	園	中学生 保育体験
～7 (金)				
上旬	歯科検診	9:40～11:00	医務室	歯科医 初田幸司先生による検診
上旬	健康診断	13:30～14:30	医務室	嘱託医師 田口和裕先生による検診
中旬	田植え	10:00～11:30	園のたんぼ	田植え体験をする(らいおんぐみ参加)
下旬	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	お楽しみ会
7/ 3 (水)	プールびらき	10:00～11:30	園庭内設置	水難事故予防と水の大切さについての話
5 (金)	七夕まつり	10:00～12:00	玄関(笹飾り)	七夕笹飾り・スライド・会食
26 (金)	サマーフェスティバル	17:00～20:00	キッズホール	親子でサマーフェスティバルを楽しむ
	子育て支援教室		運動場	イベント観覧・夜店大会・ラッキー抽選会・花火
8/ 2 (金)	お泊り保育	17:00	園・運動場	お楽しみ会・会食・キャンプファイヤー・集い
～3 (土)		～ 9:00		ラジオ体操・朝食
23 (金)	園の地蔵盆	10:00～10:30	キッズホール	地蔵まつりの話を聞く お供えをする
24 (土)	5歳児OB会	10:00～13:00	キッズホール・運動場	学校紹介・ゲーム・歌・会食
30 (金)	奉仕作業	16:00～17:00	畑・運動場	草ひき 園舎の掃除
下旬	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	お楽しみ会
9/ 16 (月)	敬老の日			おじいちゃん、おばあちゃんに便りを送る
下旬	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	指導者による運動遊び
10/ 5 (土)	運動会	9:00～12:00	運動場	開会式・競技・マーチング・親子競技に参加する
	子育て支援教室			親子で運動会の競技に参加する
中旬	稲刈り	10:00～11:30	園のたんぼ	稲刈り体験をする
中旬	園外保育	9:40～11:00	ひまわり公園他	どんぐり拾い・落ち葉拾い
中旬	人形劇観劇	10:30～12:15	加西市民会館	劇団飛行船「マスクプレイミュージカル」観劇
下旬	芋掘り	10:00～11:00	園の畑	芋掘り体験をする

11/ 4 (月)	2024 マーチング カーニバル	9:00～16:00	大阪城ホール	式典・演技・表彰式・閉会式・親子バスで行く
上旬	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	お楽しみ会
中旬	陶芸教室	10:00～11:30	保育室	陶芸家の指導のもと陶芸体験をする (らいおんぐみ)
下旬	焼き芋大会	10:00～15:00	園の田んぼ	芋洗い・準備・おやつ・薫炭による焼き芋
12/ 上旬	健康診断	13:30～14:30	医務室	嘱託医師 田口和裕先生による検診
上旬	防火の呼びかけ	10:00～11:00	玉丘町	4・5歳児が法被を着用し、まといや拍子木を鳴らし町内を歩きながら防火の呼びかけをする
中旬	かけっこ大会	10:00～11:00	運動場・農道	体力作りを目的とし、0歳児から5歳児が参加する
中旬	お餅つき大会	10:00～11:30	園庭 保育室	3・4・5歳児が餅つきを体験する (3世代交流)
20 (金)	クリスマス会	9:00～11:30	キッズホール	加西北条ライオンズクラブ来園・サンタよりプレゼント
下旬	子育て支援教室	10:00～10:50	キッズホール	クリスマス会に参加する イベント
1/ 上旬	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	お楽しみ会を楽しむ
中旬	わらべ書道展	8:00～18:00	キッズホール	かきかた (4歳児) 習字 (5歳児) 作品展示
24 (金)	わらべ書道展 表彰式	10:00～10:30	キッズホール	金銀銅賞園児に表彰する
2/ 3 (月)	節分 (豆まき)	10:00～11:30	キッズホール	お話を聞く 福男になって豆をまく
上旬	子育て支援教室	10:00～10:40	キッズホール	お楽しみ会
上旬	写真撮影	10:00～10:30	キッズホール	卒園・修了記念撮影
上旬	発表会	9:20～11:30	キッズホール	ひよこ・りす・うさぎぐみの歌遊びや表現遊び
中旬	発表会	9:15～12:30	健康福祉会館	ぱんだ・ぞう・らいおんぐみの歌・演奏・劇あそび
3/ 1 (金)	入園説明会	10:00～11:00	キッズホール	入園に関する説明及び書類等配布
3 (月)	ひなまつり会	10:00～11:00	キッズホール	ひなまつりの話とスライド
上旬	新入園児身体検査及び 新学期用品販売	13:00～15:00	冒険ランド 保育室	嘱託医師 田口和裕先生先生による検診 各業者による新学期用品販売
上旬	お別れバス遠足	9:30～15:00	科学館・動物園	園内見学
上旬	懇談会	16:00～17:00	保育室	らいおんぐみ保護者対象
中旬	子育て支援教室	10:00～11:00	キッズホール	閉講式 お楽しみ会
中旬	お別れ会	10:00～13:00	キッズホール	各クラスによる出し物・バイキング
26 (水)	卒園式	10:00～11:00	キッズホール	式典・挨拶・卒園証書授与・謝辞
31 (月)	修了式	10:00～10:30	キッズホール	式典・お話